

第588回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和3年7月29日（木）

午後2時から

場所：県三の丸庁舎3階 共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 さけ特別採捕許可について

6 報告事項

(1) 令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会の結果について

(2) 茨城県におけるアユの調査報告

7 その他

8 閉 会

さけ特別採捕許可取扱方針

(昭和53年9月18日 制定)

改正 令和3年7月13日

(趣 旨)

第1 茨城県の内水面にそ上したさけについて、人工ふ化放流事業を実施するため、特別採捕を行う場合の許可の取扱いに関しては、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号、以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(適用範囲)

第2 この方針は、久慈川、那珂川及び鬼怒川に適用する。

(許可の基準)

第3 特別採捕は、第2に掲げる河川において人工ふ化放流を実施する漁業協同組合に対し許可する。

(採捕数量)

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して別途定める。

- (1) 人工ふ化の能力
- (2) 前年度の採捕数量及びふ化放流数量
- (3) 茨城県の人工ふ化放流計画
- (4) 漁場の利用状況

(採捕区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、許可の対象者が免許を受けている共同漁業権区域の範囲とし、漁具漁法ごとに別途定める。

(採捕の期間)

第6 特別採捕により採捕できる期間は、漁具漁法ごとに別途定める。

(採捕を行う漁具漁法)

第7 特別採捕を行う漁具漁法は、次に掲げる表のとおりとし、建網を主漁具、その他の漁具漁法を附帯漁具とする。また、使用統数については、別途定める。

漁 法	漁 具
建 網	建 網

さし網	流し網（かさねさし網を除く。） 固定式さし網（同上）
おとり網	おとり網（堀づりを含む。）
船びき網	いくり網
地びき網	地びき網
かぶせ網	投網
つり	友釣（堀づりを含む。）

（採捕従事者）

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員のうち特別採捕が円滑に実施できる範囲の員数であって、かつ規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。

（許可の申請）

第9 特別採捕の許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕区域図
- (2) 採捕及び人工ふ化放流事業計画
- (3) その他知事が必要と認める書類

（制限又は条件）

第10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付けるものとする。

- (1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。
- (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表（別記様式1）及びさけ稚魚放流実績表（別記様式2）を知事に提出しなければならない。
- (3) 許可を受けた者は、漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。
- (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票（別記様式3）を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。
- (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。
- (6) 建網を設置する場合には、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。（鬼怒川にあっては、これによらず、「建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。」とする。）
- (7) 建網、おとり網、地びき網及び友釣りにより採捕する場合には、別記様式4の標旗を掲げ、流し網、固定式さし網及びいくり網により採捕する場合には、別記様式5のゼッケンを着用しなければならない。ただし、流し網及び固定式さし網にあっては、前記ゼッケンのほか別記様式6の浮標（ボンデン）を流し網または固定式さし網の浮

- 子網の片端に付けなければならない。
- (8) 固定式さし網設置中は常時従事者一人以上を配置し、揚網に備えなければならない。
- (9) 増水等の事由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。
- (10) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した別記様式7の採捕従事者証を交付しなければならない。
- (11) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(10)の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (12) 採捕従事者証は採捕従事者以外の者に貸与してはならない。
- (13) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。

(廃魚の処理)

第11 廃魚として扱い得るものは、次に掲げるものに限る。

- (1) 採卵採精後のもの
- (2) 採捕時若しくは蓄養中に死亡状態にあり、人工ふ化に供することができないもの
- (3) 雄が多すぎて人工ふ化に供する必要がないもの
- (4) 採捕後未熟魚と認めたもの

第12 第11の規定に基づき廃魚として扱う場合は、特別採捕の円滑な実施を図るため、特別採捕の許可を受けた者は、地区別漁具別廃魚責任者を指名し、その者に廃魚の認定を行わしめるものとする。

(報告)

第13 規則第41条第5項に基づく報告は、第10の(2)及び(4)に定める調査表等の提出により行うものとする。

(違反者に対する措置)

第14 特別採捕に違反した者に対しては、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。
採捕従事者にあつては、違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外する。
また、悪質な違反の場合は、次年度の採捕について採捕従事者として認めない。

(委任)

第15 この方針の施行に関し、必要な事項は要領で定める。

附 則

- 1 この方針は、昭和53年9月18日から施行する。
- 2 次の方針は廃止する。

那珂川さけ特別採捕許可に関する取扱方針（昭和52年9月19日制定）

昭和52年度さけ特別採捕許可に関する取扱方針（昭和52年8月23日制定）

附 則

この方針は、昭和54年9月10日から施行する。

附 則

この方針は、昭和56年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、昭和57年8月27日から施行する。

附 則

この方針は、昭和58年8月18日から施行する。

附 則

この方針は、昭和59年8月23日から施行する。

附 則

この方針は、平成4年9月3日から施行する。

附 則

この方針は、平成8年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成11年8月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成13年8月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成15年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年7月13日から施行する。

令和 年 月 日

令和〇〇年度さけ稚魚放流実績表

漁協名 _____

	発眼卵	放流稚魚数(千尾)		備考
		計画	実績	
地元				
移入				
計				

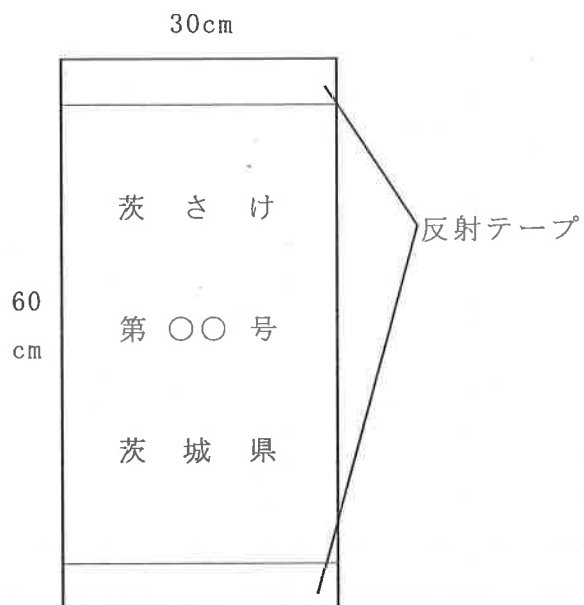
別記様式3

さけ河川捕獲量等調査票

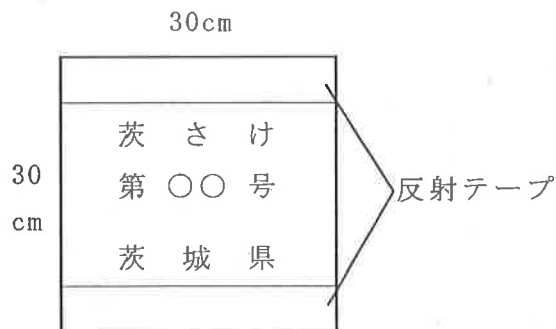
魚種名	水系名	捕獲場名	捕獲実施主体名	担当者名	TEL

月 日		捕獲数 (尾)			採卵使用親魚数 (尾)		採卵数 (千粒)
		♂オス	♀メス	計	♂オス	♀メス	
月	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	上旬計						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	中旬計						
	21						
	22						
	23						
	24						
	25						
	26						
	27						
	28						
	29						
	30						
	31						
	下旬計						
	月計						
	累計						

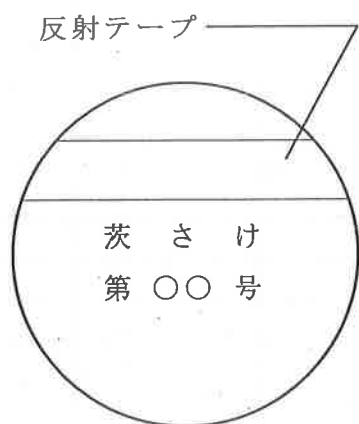
別記様式 4 (標旗)



別記様式 5 (ゼッケン)



別記様式 6 (浮標)



注) 1 規格は外径200 mm (C T-20M-1)

2 地色はオレンジ色

3 文字は黒

別記様式 7

令和〇〇年度さけ特別採捕従事者証

- 1 従事番号
- 2 使用漁具及び統数 〇〇漁業 〇〇カ統
- 3 採捕従事者及び船舶

住 所	氏 名	年 令 性 別	船 舶	写 真

4 採捕の区域

5 採捕従事期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

6 採捕従事条件

(1) 採捕に従事する場合は、この従事者証を携帯するとともに、建網、おとり網、地びき網及び友釣りにあつては貸与された標旗を掲げ、流し網、固定式さし網及びいくり網においては貸与されたゼッケンを着用しなければならない。

さらに、流し網及び固定式さし網にあつては、使用する流し網または固定式さし網の浮子網の片端に貸与された浮標（ボンデン）を付けなければならない。

(2) 建網を設置する場合には、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。（鬼怒川にあつては、これによらず、「建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。」とする。）

(3) 固定式さし網設置中は、常時従事者一人以上を配置し、揚網に備えなければならない。

(4) この採捕従事者証並びに標旗、ゼッケン及び浮標（ボンデン）は、3に掲げる従事者以外に貸与してはならない。

(5) 採捕に関して違反した者は、違反の日から当該従事期間満了まで採捕従事者から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の採捕従事者として認めない。

(6) 採捕したさけは、すべて〇〇漁業協同組合から指定された地区別漁具別廃魚責任者（通称さけ集荷所）に提出しなければならない。

(7) 採捕を行うに際しては、船舶の航行を妨害してはならない。

住所

組合名

代表理事組合長名

（2漁協連名で許可されている場合は両組合を併記し代表組合の前に（代）を、また共同で行う組合名の前に（共）を記載する。）

令和3年度さけ特別採捕許可要領

(趣旨)

第1 この要領は、令和3年度年度さけ人工ふ化放流事業について、さけの特別採捕許可取扱方針（昭和53年9月18日制定。以下「方針」という。）の運用上必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象者)

第2 方針第3に定める許可の対象者は、次のとおりとする。

河川名	許可の対象
久慈川	久慈川漁業協同組合
那珂川	那珂川及び 那珂川第一漁業協同組合 (共同申請した場合に限る。以下同じ。)
鬼怒川	鬼怒小貝漁業協同組合

(採捕数量)

第3 方針第4に定める特別採捕により採捕できる数量は、次のとおりとする。

許可の対象者	採捕数量
久慈川漁業協同組合	10,000尾
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	30,000尾
鬼怒小貝漁業協同組合	5,000尾

(採捕区域)

第4 方針第5に定める採捕区域は、次のとおりとする。

許可の対象者	漁具漁法	採捕区域
久慈川漁業協同組合	建網	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。
	おとり網	常陸大宮市小貫地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野宮町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1ヵ統に限る。
	投網	建網及びおとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。
	流し網 (かさねさし網は除く。)	日立市留町地先茨城港日立港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側樋門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。

許可の対象者	漁具漁法	採捕区域
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	建網	常陸大宮市野田地先の那珂川。
	投網	建網の設置場所から下流50メートルまでの間の区域。
	流し網 (かさねさし網を除く。)	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。
	いくり網 (かさね網を除く。)	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
	おとり網	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
	友釣り	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
鬼怒小貝漁業協同組合	建網	筑西市伊佐山JR水戸線鬼怒川橋梁下から筑西市と結城市の間に架設された鬼怒川大橋までの間及び下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から上流100メートル及び下流300メートルの間の鬼怒川。
	地びき網	
	投網	
	固定式さし網	

(採捕期間及び使用漁具の統数)

第5 方針第6及び第7に定める採捕期間と使用漁具の統数は次のとおりとする。

許可の対象者	使用漁具	統数	採捕期間
久慈川漁業協同組合	建網	2以内	10月1日から 12月25日まで
	おとり網	13以内	9月20日から 12月25日まで
	投網	15以内	
	流し網 (かさねさし網は除く。)	7以内	9月20日から 10月31日まで
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	建網	1以内	9月20日から
	投網	2以内	12月25日まで
	流し網	70以内	9月20日から

那珂川及び那珂川第一 漁業協同組合	(かさねさし網は 除く。)		10月31日まで
	い く り 網 (かさね網は除く。)	44以内	9月20日から 11月30日まで
	お と り 網 (堀づりを含む。)	35以内	10月10日から 12月25日まで
	友 釣 り (堀づりを含む。)	7以内	10月10日から 12月25日まで
鬼怒小貝漁業協同組合	建 網	1以内	10月 1日から 12月30日まで
	地 び き 網	1以内	
	投 網	1以内	
	固定式さし網	1以内	

(申請書の添付書類)

第6 方針第9に定める「その他知事が必要と認める書類」は次に掲げる書類とする。

- (1) 共同申請にあつては、代表者選定届
- (2) 共同申請にあつては、共同事業(採捕)を行うことを証する書面
- (3) 採捕従事者が自己所有船以外の船を使用して採捕に従事する場合は、当該船の使用承諾を証する書面

(標旗等)

第7 方針第10の(7)に定める標旗又はゼッケン及び浮標(ボンデン)は知事が指定する団体が許可受有者に貸与する。

(保管義務)

第8 第7により貸与された標旗又はゼッケン及び浮標(ボンデン)は、それぞれの許可の対象者が適切に保管するものとする。

さけ人工ふ化放流事業に係る計画及び実績

(1) 令和3年度さけふ化放流計画

親魚捕獲及び 稚魚放流河川	漁協名	採卵数 (千粒)	放流数 (千尾)
久慈川	久慈川漁協	1,000	800
那珂川	那珂川漁協及び 那珂川第一漁協	1,130	800
鬼怒川	鬼怒小貝漁協	1,000	600
合 計		3,130	2,200

(2) さけ稚魚放流・親魚捕獲実績

		H28	H29	H30	R 1	R2
稚 魚 放流数 (千尾)	久慈川	280	246	188	7	100
	那珂川	800	941	695	87	141
	鬼怒川	22	80	204	25	250
	合計	1,102	1,267	1,087	119	491
親 魚 捕獲数 (尾)	久慈川	2,254	887	2,783	46	349
	那珂川	22,522	29,541	25,081	5,065	3,980
	鬼怒川	1,924	922	1,556	147	715
	河川計	26,700	31,350	29,420	5,258	5,044
	沿岸計	771	784	436	318	55
	合計	27,471	32,134	29,856	5,576	5,099

令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会
通常総会の結果について

令和3年7月29日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 通常総会

(1) 開催日

令和3年5月31日(月)

(2) 開催方法

書面による開催

(各会員へ事前に資料を送付し、議事について、書面で意見及び議案の書面表決書の提出を求めた。)

(3) 提出書面表決書数

会員44委員会中44委員会

(4) 議事

第1号議案 令和2年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

第2号議案 令和3年度事業計画案及び収支予算案について

第3号議案 令和3年度提案書案について

第4号議案 次期役員案について

(5) 結果

全ての議案について、全会員から承認され、原案のとおり可決

提 案 書

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和3年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。

令和3年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 野 川 秀 樹

I 外来魚対策について

【趣旨】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和2年度においても未だ、共同漁業権927件中466件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、これまで開発された駆除技術等をもとに、それぞれの水域の特性に応じて効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。
- 2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。
- 3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。
- 4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。

II 魚病対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところでもあります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、エドワジエラ・イクタルリ症については、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。
- 2 KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、国が主導し進めていくとともに、近年蓄積された知見を踏まえ、公共用水域においても放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるように国が主体となった研究開発を継続的に実施すること。
- 3 水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。

- 4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

Ⅲ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和2年度の調査では共同漁業権 927件中586件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。
- 2 カワウのみならず、サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
- 3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。
併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。
- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。
- 3 漁場管理上支障を来している河川内樹木については伐採などに努めること。
- 4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。
また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。
さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協

同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。

5 オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。

6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。

特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。

7 高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。

8 濁水現象が発生するダムについては、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。

また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。

9 アユについては、資源量の増減メカニズムが解明されていない中、近年、特に日本海側では天然遡上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請がなされています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。
- 2 陸上への降雨や、住宅等の除染によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。
- 4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。
- 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
- 3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立に取り組むこと。
- 4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

次期役員について (案)

職 名	氏 名	ブロック名	備 考
会長理事	藤田 利昭	中日本	新潟県内水面漁場管理委員会
副会長理事	吉 沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
副会長理事	宮崎 淳一	中日本	山梨県内水面漁場管理委員会
副会長理事	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
理 事	國方 敬司	東日本	山形県内水面漁場管理委員会
理 事	粕 谷 清	東日本	千葉県内水面漁場管理委員会
理 事	近藤 敬三	中日本	兵庫県内水面漁場管理委員会
理 事	有吉 敏和	西日本	佐賀県内水面漁場管理委員会
理 事	田代 一洋	西日本	宮崎県内水面漁場管理委員会
代表監事	林 英 志	中日本	滋賀県内水面漁場管理委員会
監 事	遠 藤 実	東日本	秋田県内水面漁場管理委員会
監 事	一見 和彦	西日本	香川県内水面漁場管理委員会

茨城県におけるアユの調査報告

茨城県水産試験場内水面支場
外山 太一郎

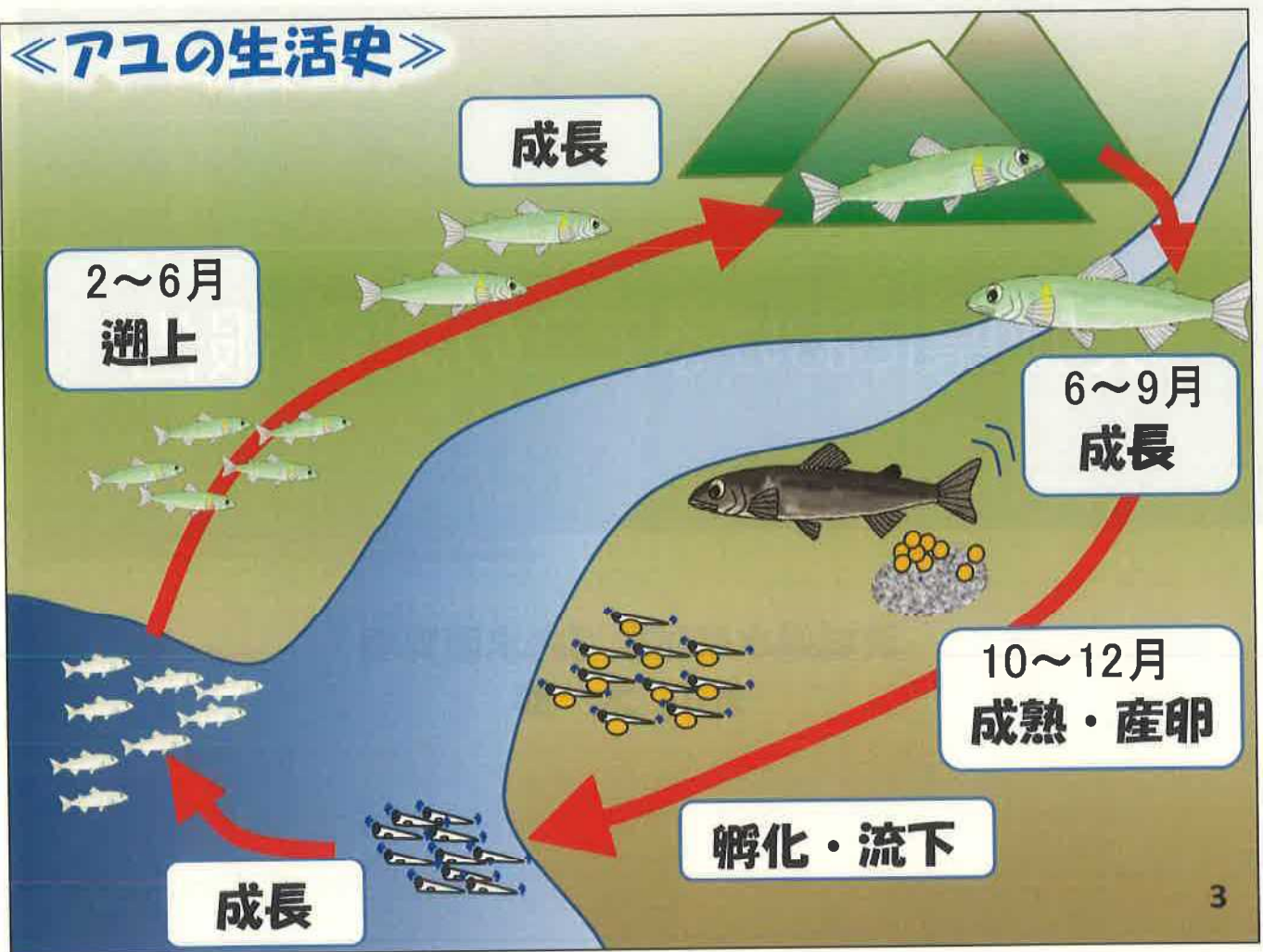
1

水産試験場が行っているアユの調査

- **アユ流下仔魚調査**
(10月～12月上旬)
- **アユ遡上調査**
(2月～6月上旬)

2

《アユの生活史》



本日の話題

- アユ流下仔魚調査結果(久慈川)
- アユ遡上調査結果(久慈川, 那珂川)

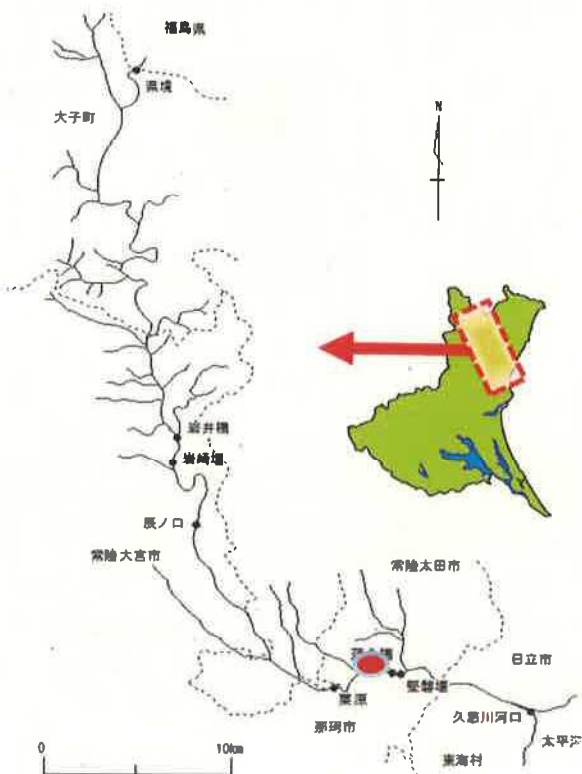


本日の話題

- アユ流下仔魚調査結果(久慈川)
- アユ遡上調査結果(久慈川, 那珂川)



アユ流下仔魚調査地点



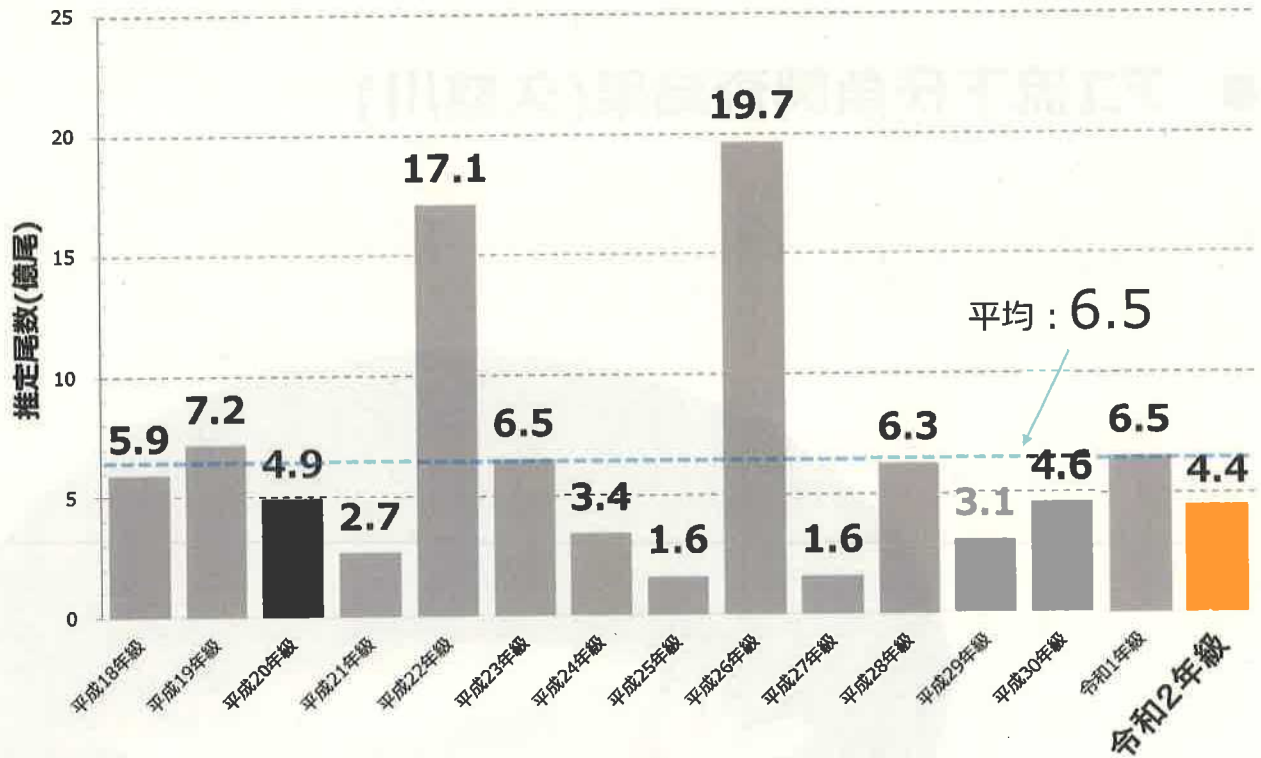
調査場所1：落合橋（久慈川本流 河口距離約9 km）



台風による増水で崩落したため
令和元年度から調査中止

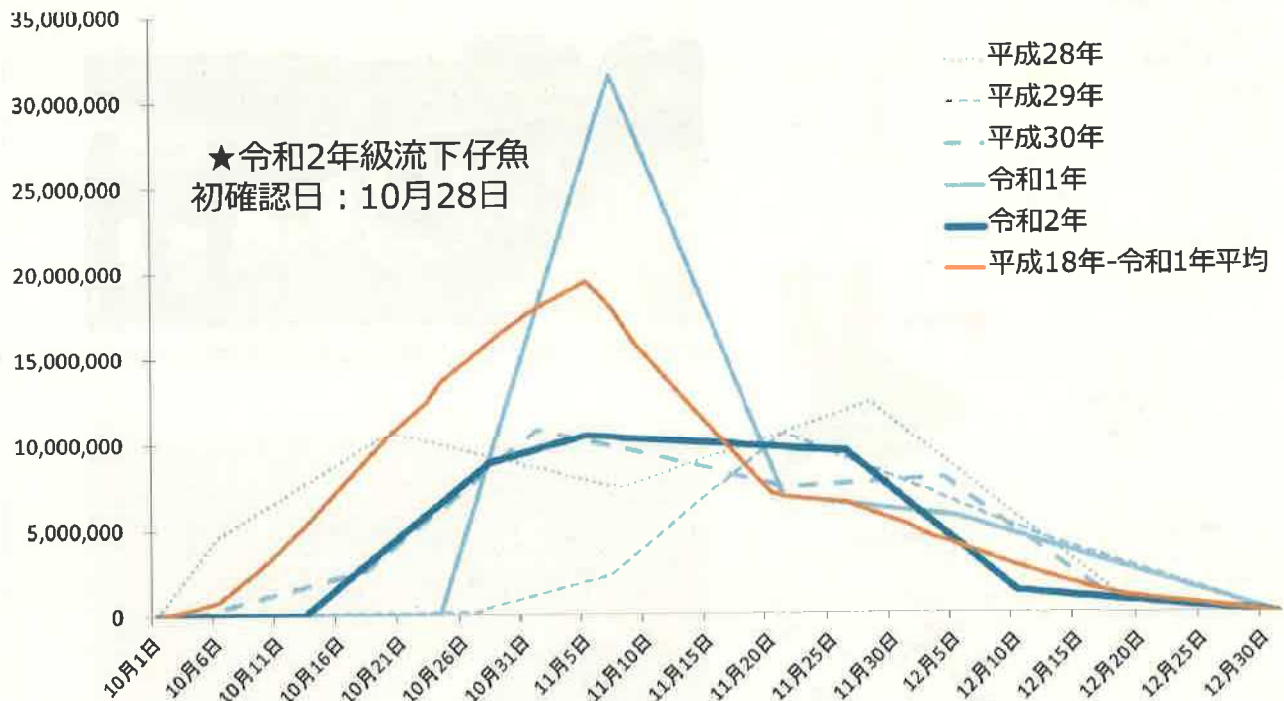
調査場所2：新落合橋（里川 河口距離約9 km）

令和2年級アユ流下仔魚調査結果



平成18年から令和2年にかけての年級別流下量

令和2年級アユ流下仔魚調査結果



10月から12月にかけての日別流下量 (平成28年～令和2年)

令和2年級アユ流下仔魚調査結果

流下仔魚調査まとめ

- ・令和2年級の流下仔魚量は4.4億尾で、平成18年から令和元年までの平均の6.5億尾とほとんど変わらないか、やや少ない
- ・令和2年級の流下仔魚の初確認日は10月28日で、例年よりも遅かった
- ・流下のピークは11月上旬から11月下旬まで緩やかに続いた

9

本日の話題

- アユ流下仔魚調査結果(久慈川)
- **アユ遡上調査結果(久慈川, 那珂川)**

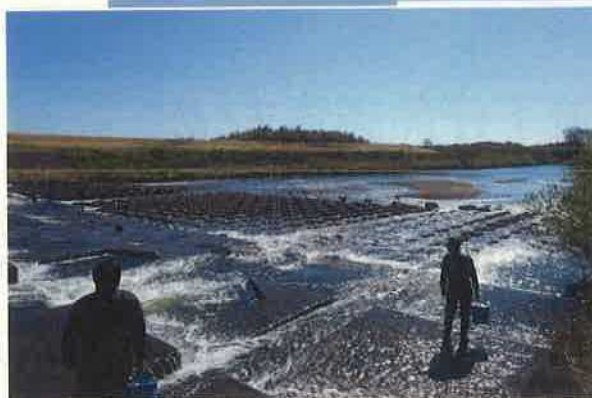


10

令和2年級アユ遡上調査



調査場所：堅磐堰（河口距離約8km）



調査場所：千代橋（河口距離約30km）



11

令和2年級久慈川アユ遡上調査結果

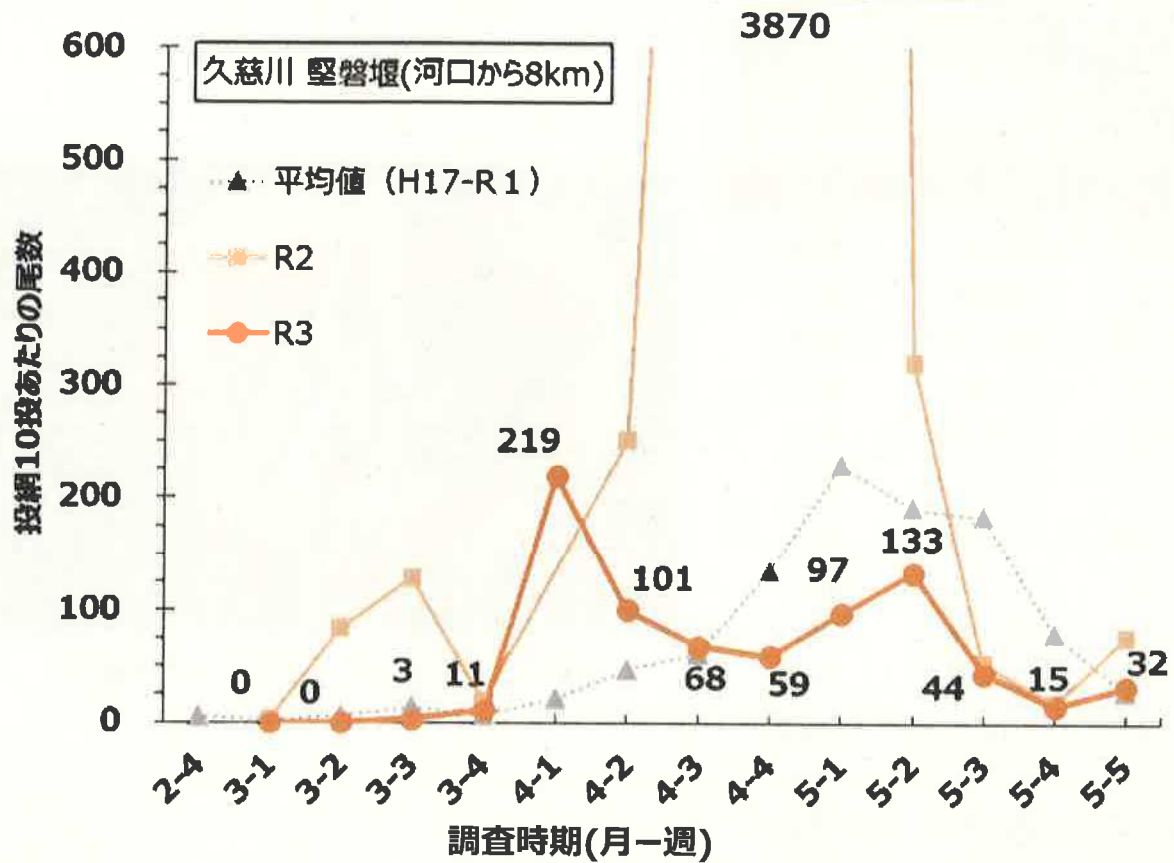
年	久慈川堅磐堰 (河口から約8 km)	
	遡上初確認日	平均全長(mm)
令和3年	3月17日	78.7
令和2年	3月3日	69.0
平成31年	3月5日	71.1
平成30年	3月14日	98.0
平成29年	3月21日	74.9
平成28年	2月23日	86.2
平成27年	2月25日	70.2
平成26年	3月25日	89.4
平成25年	3月15日	84.8
平成24年	3月9日	80.0
平成23年	3月30日	78.7
平成22年	3月9日	104.1
平成21年	4月6日	111.8
平成20年	2月27日	83.7
平成19年	3月6日	94.7



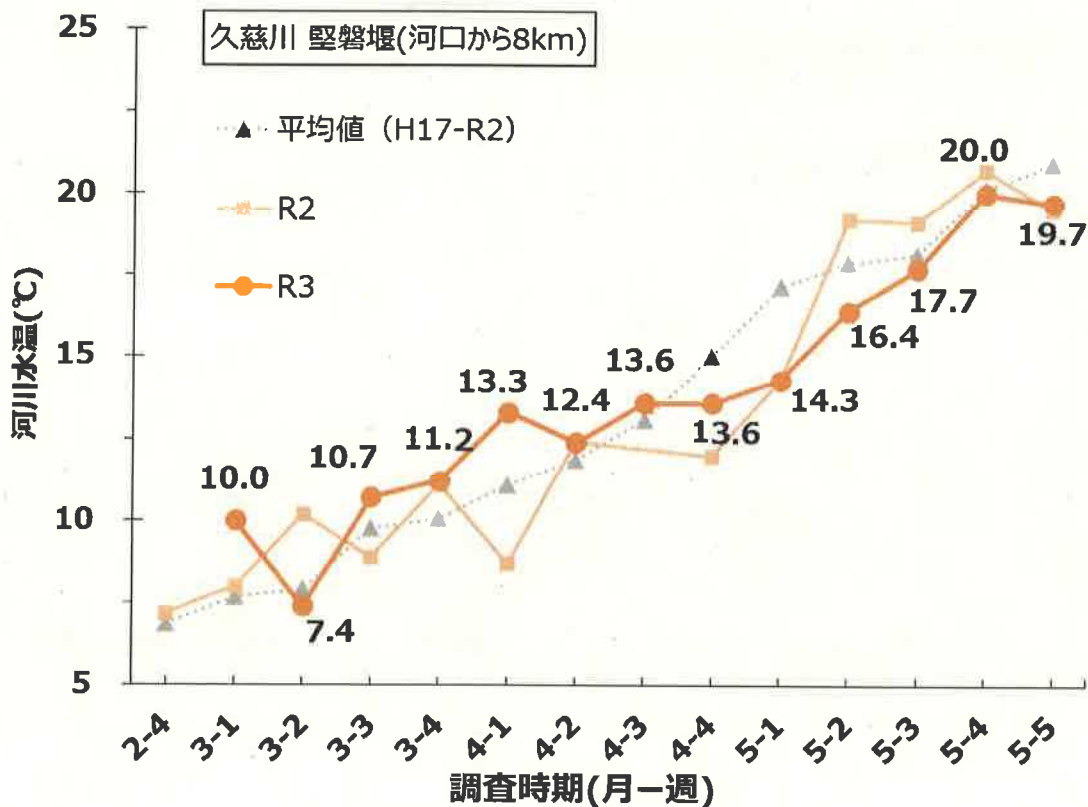
3月17日 アユ遡上初確認

12

令和2年級久慈川アユ遡上調査結果(尾数)



令和2年級久慈川アユ遡上調査結果(水温)



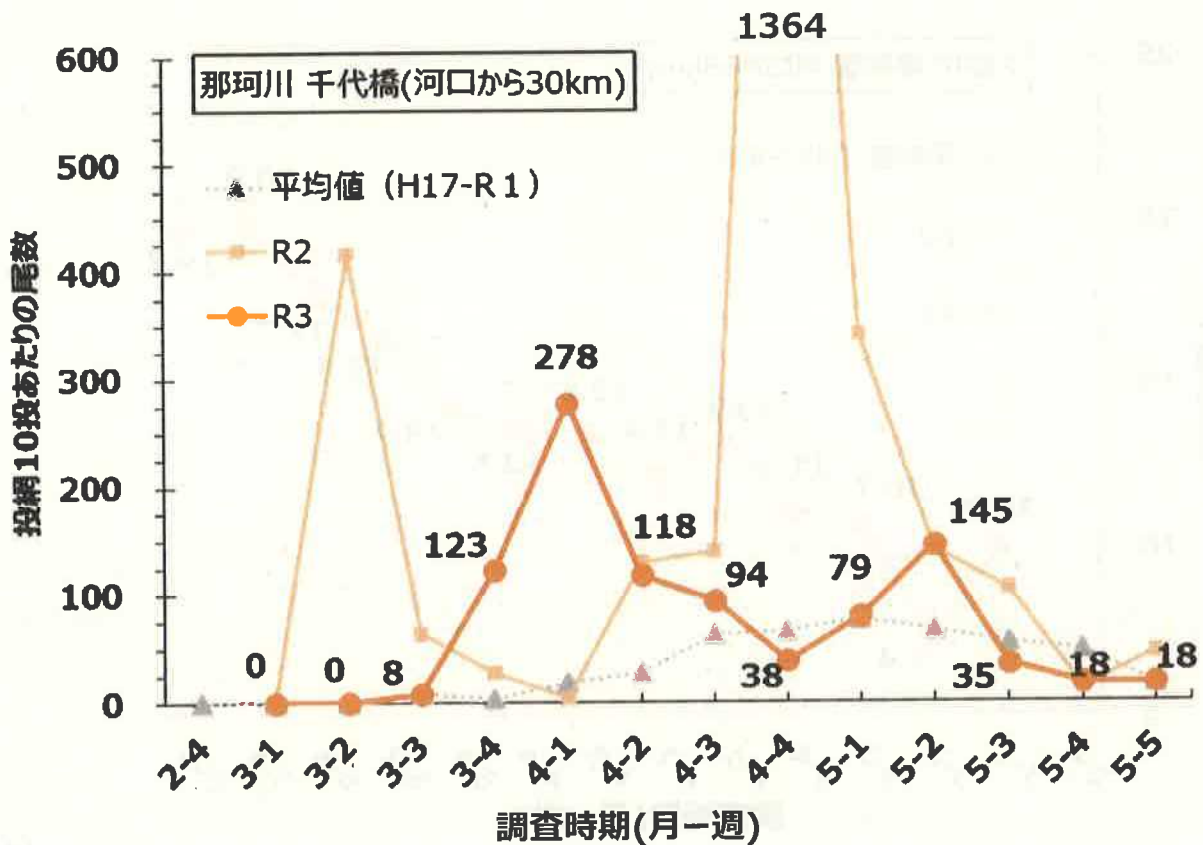
令和2年級那珂川アユ遡上調査結果

年	那珂川千代橋 (河口から約30km)	
	遡上初確認日	平均全長(mm)
令和3年	3月17日	82.4
令和2年	3月13日	80.6
平成31年	3月19日	86.1
平成30年	3月20日	83.5
平成29年	3月13日	84.7
平成28年	3月23日	81.1
平成27年	3月31日	77.4
平成26年	4月2日	87.0
平成25年	3月25日	82.7
平成24年	4月17日	74.2
平成23年	4月7日	78.2
平成22年	4月8日	117.9
平成21年	4月6日	91.0
平成20年	3月19日	88.8
平成19年	3月27日	85.8

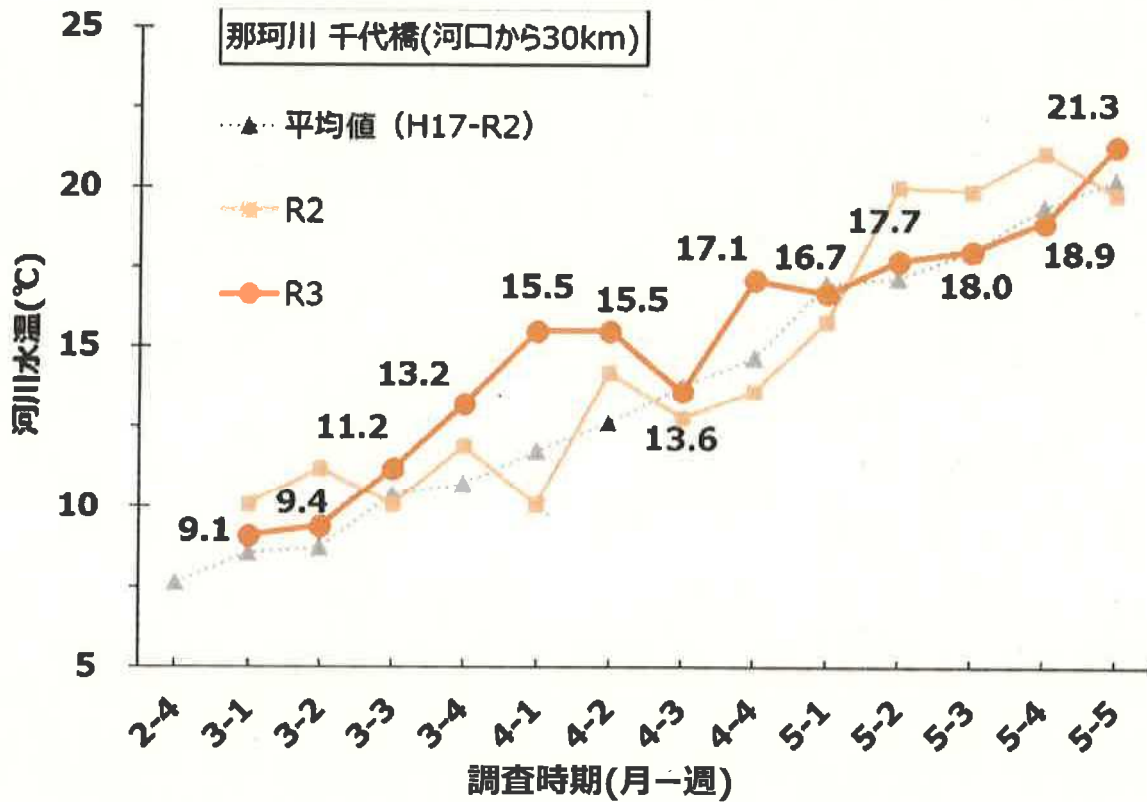


3月17日 アユ遡上初確認

令和2年級那珂川アユ遡上調査結果(尾数)



令和2年級那珂川アユ遡上調査結果(水温)



17

令和2年級アユ遡上調査結果

遡上調査結果まとめ

- ・調査定点での遡上初確認日は、久慈川・那珂川ともに3月17日だった
- ・久慈川では、とても多かった昨年と比べると少ないが、おおむね平均並みであったと考えられる
- ・那珂川では、とても多かった昨年と比べると少ないが、平均より多かったと考えられる



2021年7月20日 久慈川にて

18